

中学校における「若者の消費者トラブル対策講座」令和5年度の取組について

1 目的

自ら考え行動する消費者になるため、学校における消費者トラブル未然防止やエシカル消費等の消費者教育講座の開催を通じて、消費者教育の機会創出を図る。また、当事者だけでなく保護者などの見守り者への消費者教育の機会提供を行う

2 実施内容

消費者教育推進員が実施計画から講座実施まで教員との連携を図りながら担っている。出前講座の大まかな流れは以下のとおり※実施先の依頼に応じてカスタマイズしている。いずれのテーマでも導入で消費生活センターの役割を説明している。

(1) 消費者トラブル

日常生活は契約がいっぱい

👉 補足_契約のタイミングなどクイズで学びます

未成年と成年で変わること

若者に多い消費者トラブルを知ろう

👉 補足_動画などを見てトラブル事例や注意点を学びます

困ったときは消費者ホットライン188

👉 「気づく力・断る力・相談する力＝“消費者力”」について話します

Q店で買った靴・家に帰ったら同じような靴があったので、やっぱりやめたい。
返せる(契約を解約)できるでしょうか？

- ①返せない
- ②レシートがあり1週間以内なら返せる
- ③商品を使用していなければ返せる
- ④同じ金額のものと交換できる

(2) エシカル消費

SDGsクイズ

👉 補足_SDGクイズを通じて、「エシカル消費」の導入とすくらしとエシカル消費

👉 補足_エシカル消費を様々な事例を通じてくらしとのつながりを知ってもらう
身近な生活と世界のつながりに気付く

👉 補足具体的な事例(エシカルファッションなど)からさらに理解を深める



3 実施状況 ※%は小数第2位を四捨五入しているため100にならないものがある

○講座実施回数 75回(26校)

○講座実施形式の内訳

	件数	割合(%)
クラス	64	85.3
学年	10	13.3
全校	1	1.3
	75	100.0

○テーマ

	件数	割合(%)
トラブル	62	82.7
エシカル消費	13	17.3
	75	100.0

○受講生の学年

	件数	割合(%)
1年生	12	15.6
2年生	34	44.2
3年生	31	40.3
	77	100.0

※全校で受講した学校があるため講座回数と一致しない

○学校の属性

	件数	割合(%)
市立	69	92.0
市立以外	6	8.0
	75	100.0

4 成果と課題

- ・クラス単位での講座が多く、生徒の反応を肌で感じることができ、また教員(家庭科)との顔の見える関係が構築できている【成果】。一方で、推進員の負担は事業開始想定よりも大きくなってしまっている【課題】。
- ・出前講座単発では知識の定着にはつながりにくいため、出前講座以外での取組も大切になる【課題】

👉 補足: 6年度の取組状況_クラス単位での講座は継続して実施している。顔の見える関係ができたことで、教員の中に「講座資料をもらい自分で授業をやりたい」という方が現れたり、家庭科教員の研修会に関わるなど「講座以外での取り組み」についても少しずつ成果が出始めている。センターとしても、講座準備時に「講座前の取組状況」や「講座後の展開」「教員の中での講座の位置づけ」等についての教員への確認を心掛け、講座を授業とのつながりを意識したものにするよう努めている。